

令和6年3月15日

瀬戸市長 川本 雅之 様

瀬戸市下水道事業経営審議会
会長 石城 部友彦

持続可能な下水道事業経営のあり方について（答申）

令和5年2月16日付け4瀬下第1247号により諮問を受けたことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

瀬戸市の下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、資産の正確な把握、経営状況の見える化を進め、事業運営の効率化や健全化に取り組んでいる。

一方、人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少に伴い、今後、下水道使用料の大幅な増加が見込めないことに加え、高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う更新や災害に備えた施設の耐震化など、多額の資金需要が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すことが予想される。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である持続可能な下水道事業経営のあり方について、「1 受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）」、「2 公共下水道の接続率向上」及び「3 一般会計繰入金への依存度の引き下げ」の視点から慎重に審議を行った。

2 答申内容

公共下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川などの公共用水域の水質保全など、市民の暮らしに欠くことができない都市基盤の一つとして重要な役割を果たしており、「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」を基礎とした経営により将来にわたり安定的に下水道サービスを提供するために、以下の点に留意し事業経営を行うよう答申する。

(1) 受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）

経営基盤の強化に向け安定的な収入を確保するためには、受益者負担の適正化を図る必要があり、そのためには経費回収率100%の実現をその方向性とし使用料改定を行

うことが求められる。ただし、大幅な改定は使用者に与える影響も大きいため、段階的に改定を実施することとし、まずは経費回収率 80%を実現するため使用料改定を以下の考え方に基づき算定し、早期に行うことが妥当である。

- ア 使用水量の多寡にかかわらず使用料が定額となる基本水量制は廃止し、使用水量に応じた使用料体系とすることが妥当と判断する。
- イ 一般用の基本使用料は、使用料対象経費の分解と配賦に基づく計算結果から現行の額に据え置くことが妥当と判断する。
- ウ 基本水量の廃止に伴い新たに設定する水量区分の従量使用料は、これまで基本水量内であった使用者が急激な負担増とならないよう既存の水量区分と比較し抑制した単価を設定し、既存の水量区分については、各水量区分における単価の改定率が同程度となる単価を設定することが妥当と判断する。
- エ 公衆浴場用については、用途の内容に鑑み現行の使用料体系を基に一般用に準じた改定率を設定することが妥当と判断する。

(2) 公共下水道の接続率向上

経営基盤の強化に向け安定的な収入を確保するため、また、公共下水道が果たす役割のためにも、より効果的な接続勧奨を行い公共下水道の接続率を向上させることが必要である。

(3) 一般会計繰入金への依存度の引き下げ

前述の「(1)受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）」及び「(2)公共下水道の接続率向上」に取り組むことにより、3条収益的収入に係る一般会計からの基準外繰入金を解消することが必要である。

3 附帯意見

- (1) 下水道使用料の改定にあたっては、公共下水道の役割や目的も含め使用者の理解が得られるよう様々な方法で周知を図られたい。
- (2) 下水道使用料の改定にあたっては、生活、経済活動への影響を鑑み十分な周知期間を設けられたい。
- (3) 大幅な改定を避けるため、定期的な使用料の見直しを検討されたい。

使用料体系

【現行】

1期2か月分 税抜

用途区分	基本使用料	超過使用料	
		区分	1 m ³ につき
一般用	1,500 円 (基本水量 20 m ³ を含む)	21 m ³ ~40 m ³	85 円
		41 m ³ ~100 m ³	95 円
		101 m ³ ~200 m ³	105 円
		201 m ³ ~	110 円

【改定案】

1期2か月分 税抜

用途区分	基本使用料	従量使用料	
		区分	1 m ³ につき
一般用	1,500 円	~10 m ³	20 円
		11 m ³ ~20 m ³	50 円
		21 m ³ ~40 m ³	110 円
		41 m ³ ~100 m ³	120 円
		101 m ³ ~200 m ³	130 円
		201 m ³ ~	135 円